最終更新日：2021年3月31日
渋澤倉庫株式会社
取締役社長 大隅 毅
問合せ先：総合企画部　03-5646-7263
証券コード：9304
https://www.shibusawa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスは、企業価値向上のための最適な経営体制の確立に資するべきものであると考えております。コーポレートガバナンスの強化に取り組むことにより、当社事業の持続的成長を実現するとともに、その社会的使命と責任を果たし、公正で透明性の高い経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社のコーポレートガバナンスの状況については「コーポレートガバナンス方針」（以下「当社方針」という）等において記載し、当社ホームページに開示しております。
https://www.shibusawa.co.jp/company/corporate/
なお、本コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則については、当社ホームページに掲載の以下の書類をご参照ください。

原則1-4　：「当社方針」Ⅰ-3（政策保有株式の保有方針と議決権行使基準）
原則1-7　：「当社方針」Ⅰ-4（関連当事者間取引）
原則2-6　：「当社方針」Ⅵ（企業年金の積立金の運用）
原則3-1（i）　：「当社方針」Ⅱ-1（企業理念）、Ⅱ-2（中期経営計画）
原則3-1（ii）　：「当社方針」
原則3-1（iii）　：「当社方針」Ⅳ-4（役員報酬に関する方針と手続）
原則3-1（iv）　：「当社方針」Ⅳ-4（取締役・監査役候補者の指名に関する方針と手続）
原則3-1（v）　：「第171期定時株主総会招集通知」（第2号議案）
補充原則4-1-1　：「当社方針」Ⅳ-2（経営陣に対する委任の範囲）
原則4-9　：「当社方針」別紙1（社外役員の独立性判断基準）
補充原則4-11-1　：「当社方針」Ⅳ-2（取締役会の概要）、Ⅳ-4（取締役・監査役候補者の指名に関する方針と手続）
補充原則4-11-2　：「当社方針」Ⅳ-2（役員兼任）
補充原則4-11-3　：「当社取締役会の実効性の分析・評価に関する結果の概要について」
補充原則4-14-2　：「当社方針」Ⅳ-5（役員のトレーニング方針）
原則5-1　：「当社方針」Ⅴ-1（株主・投資家との建設的な対話に関する方針）

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,448,200	9.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,035,800	6.81
東京海上日動火災保険株式会社	868,000	5.71
清水建設株式会社	749,800	4.93
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	749,600	4.93
トーア再保険株式会社	652,000	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	520,600	3.42
学校法人帝京大学	422,600	2.78
中央不動産株式会社	411,700	2.71
株式会社埼玉りそな銀行	400,000	2.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当する事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本伸也	弁護士											
坪井鈴兒	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本伸也	○	―――	松本伸也氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、当社のより透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分な役割を果たしていることから、社外取締役に選任しております。 なお、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。

坪井鈴兒	○	坪井鈴兒氏は、当社の取引先である株式会社リンコーコーポレーションの取締役社長でありました。	坪井鈴兒氏は、物流会社の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に生かしていることから、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は当社の取引先の役員でありましたが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であり、取引の規模等に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人より、期初には年度の監査方針を、第2四半期末と期末には監査結果について総括的な説明を受け、会計監査人による期中監査の際には原則として立会い、その都度意見交換しております。
内部監査部門による監査結果は、すべて監査役に報告され、内部監査部門連絡会を年4回開催しております。また、必要に応じ、内部監査部門に対して調査を指示しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
志々目昌史	弁護士													
川村　融	他の会社の出身者							△						
吉田芳一	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志々目昌史	○	―――	志々目昌史氏は、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、その豊富な知識と経験を活かし、当社の経営全般の監査に役立てていることから、社外監査役に選任しております。 なお、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。
川村　融	○	川村融氏は、当社の主要な借入先である株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）の常務執行役員、当社の取引先であるみずほ証券株式会社の取締役副社長でありました。	川村融氏は、金融機関で常務執行役員を務めたのち、証券会社の副社長、食品会社の社外監査役を歴任するなど、その豊富な経験と知識を当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断したことから、社外監査役に選任しております。 なお、同氏は当社の主要な借入先の役員でありましたが、退任後10年以上経過しております。また、同氏は当社の取引先の役員でありましたが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満と僅少であります。よって、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。
吉田芳一	○	―――	吉田芳一氏は、税理士としての税務・会計に関する専門的な知識と実務経験を当社の経営全般の監査に活かしていただけると判断したことから、社外監査役に選任しております。 なお、独立役員の属性として、東京証券取引所が指定する項目に該当する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

担当職務および業績等を勘案し、基本報酬と業績連動報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書による開示内容は以下のとおりであります。

役員区分ごとの報酬等の総額および対象となる役員の員数 (2020年3月期)
取締役 (社外取締役を除く)　146百万円 (5名)
監査役 (社外監査役を除く)　24百万円 (2名)
社外役員　28百万円 (6名)
(注) 人数および報酬等の額には、2019年6月27日開催の第172期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名および監査役1名分が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の決定方針
1．個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針
当社の取締役の報酬は、いずれも金銭報酬である固定報酬と業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されております。また、中長期的な業績と連動させるため、各役位に応じて設定された額以上の額を報酬から拠出のうえ、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は、在任期間中および退任後1年間は継続して保有することとしております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。
取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定しております。
2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役の報酬の総額は「年額350百万円以内 (使用人分給与を含まない)」とご承認いただいております。
当社は、取締役 (執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。)、専務執行役員、常務執行役員および上級執行役員の報酬に年俸制を適用しており、その取扱基準を定めた年俸規程を制定しております。この年俸は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬に区分しており、基本報酬と業績連動報酬のいずれについても、各役員の役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定します。
また、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとし、その額は、前年の実績や同規模企業等の世間水準等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において決定しております。

2．個人別の報酬等の額の具体的な決定方法および固定報酬と業績連動報酬等の割合の決定に関する方針
取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。また、取締役の業績連動報酬は、(ⅰ) 等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、(ⅱ) 年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社 (または企業グループ) の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。
　業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。
a) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、担当領域の規模・責任や経営への影響度合いに応じて、次の数値としております。
　・代表取締役および取締役 (執行役員兼務を含む)・・・・・・親会社株主に帰属する当期純利益
　・営業部門の執行役員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・担当部門または担当部所の経常利益
　・営業管理および管理部門の執行役員　・・・・・・・・・・・・・単体全社の経常利益
代表取締役および取締役 (執行役員兼務を含む) については、グループ全体の経営に責任を持つことから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績目標の指標としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。
b) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算 (上半期期初予算＋下半期修正予算) に対する実績数値 (特殊要素加減後) の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。
c) 取締役が営業部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数 (支給係数) を算定する際に、取締役としての支給係数の30%、営業部門の執行役員としての支給係数の70%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。
d) 固定報酬は、5月開催のガバナンス委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催のガバナンス委員会において額を決定し、その翌月に支給します。

3．ガバナンス委員会
ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記2．の方針に基づき、個人別の報酬等の額を決定する権限を持ちます。透明性・公平性を確保するため、委員の過半数および委員長を社外取締役としております。
　委員長：松本伸也社外取締役
　委　員：坪井鈴兒社外取締役、大隅毅代表取締役社長

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

a) 社外取締役および社外監査役が、取締役会に付議される議案について十分な検討が行えるよう、資料の事前配布を行い、必要に応じて事前説明を行っております。
b) 社外監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。
c) 社外監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。

d) 社外監査役に対する情報伝達体制は、監査役会において常勤の監査役を通じて、経営執行会議等の内容報告や内部監査部門の監査結果報告を毎月1回行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．会社の機関の基本説明

a) 当社の取締役は6名、うち社外取締役は2名で、1名は弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、より透明性・健全性の高い経営体制の確立等に十分な役割を果たしています。もう1名は物流会社の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に生かしています。また、当社は監査役制度を導入しており、監査役は5名、うち社外監査役は3名で、その中の1名は大手銀行における金融関係の知識と経験を有しており、1名は税理士、1名は弁護士が就任し、それぞれ監査体制の強化をはかっております。また、取締役会の意思決定機能のより一層の充実化と監督機能の強化をはかることを目的に、執行役員制度を導入しております。

b) 経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会のほか、経営執行会議および部長・支店長会議を設けております。また、グループ経営体制強化の観点から、連結経営会議、関係会社報告会および海外関係会社報告会を設置しております。

c) 取締役会は、社外取締役2名を含む6名の取締役により構成され、監査役出席のもと、取締役社長を議長として、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項の決議のほか、業務執行に係る重要事項や業績の進捗状況の報告等を行っております。なお、取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期は1年にしております。

d) 取締役会の諮問機関として、取締役社長、社外取締役2名以上の委員により、取締役候補者の指名・取締役の解任議案、取締役社長の選定・解職、取締役の報酬、取締役社長の後継候補者、関連当事者間取引の各事項に関して協議し、かつ、取締役および年俸制対象執行役員の報酬額について取締役会からの委任を受けて具体的な額の決定を行うガバナンス委員会を設置しております。

e) 監査役会は、社外監査役3名を含む5名の監査役により構成され、常勤監査役を議長として、原則として毎月1回開催し、監査役相互の情報の共有をはかるとともに、取締役会のほか重要会議にも出席し意見を述べるなど、取締役の職務執行を充分に監査できる体制となっております。

f) 経営執行会議は、取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く）により構成され、原則として毎月2回開催し、経営に関する重要事項の審議を行っております。

g) 部長・支店長会議は、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、監査役（社外監査役を除く）、部長、室長、支店長により構成され、原則として年3回開催し、事業運営基本方針および経営者の意思伝達の徹底や情報の共有化を推進し、グループ経営体制の強化をはかっております。

h) 連結経営会議は、当社の取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く）、連結子会社取締役社長（海外を除く）により構成され、原則として年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議しております。

i) 関係会社報告会は、子会社取締役社長（ただし、海外子会社は上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐もしくは国際営業部長）が、当社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について報告するとともに、当面の課題について協議することを目的に、定期的に開催しております。

j) 海外関係会社報告会は、海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長が、当社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について報告するとともに、当面の課題について協議することを目的に、原則として年2回開催しております。

2．監査の状況

a) 監査役監査の状況

監査役は取締役会等の重要会議に出席し意見を述べるほか、年間監査計画に基づいて、当社およびグループ各社の監査を行っております。

b) 内部監査の状況

取締役社長直轄の内部監査室（3名）が、年間内部監査計画に基づいて、当社およびグループ各社の監査ならびに内部統制評価および指導を実施しております。

c) 会計監査の状況

① 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員：北澄和也、上林礼子

③ 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他15名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業価値の最大化のためには、迅速な経営の意思決定をはかるとともに、チェック機能の強化により、法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが重要です。

経営執行会議による迅速な経営の意思決定と、独立性・専門性の高い社外取締役を含む取締役会および独立性・専門性の高い社外監査役を含む監査役会、会計監査人および内部監査部門との連携強化によるチェック機能の強化により、法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送日は、法定期日より7日早めております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載いたしました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算期および期末決算期において、決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料、報告書、株主総会決議通知をＰＤＦ形式で掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　：　総合企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」を制定し、内部者取引の未然防止をはかっております。「行動規範」、「情報保護規程」を制定し、全役職員が株主、取引先をはじめとするステークホルダーを尊重し、遵法的かつ倫理的な態度と行動をとるよう律しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、営業管理部内に「環境・品質管理課」を設置し、グループ全体の環境保全の取組みに関する考え方を具体化するため、推進母体となって活動を行っております。 また、環境問題へのより一層の取組みとして、事業活動における環境負荷の低減に努めることとし、「環境基本方針」を定めております。 グループ各社の取組みとしましては、営業倉庫とトラック運送事業の多くの拠点で交通エコロジー・モビリティ財団から「グリーン経営」の認証を、また、一部の部所ではエコステージ協会から「エコステージ」の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性向上の見地から、2003年度以降の決算情報については、電磁的方法により提供するとともに、当社ホームページにおいてもIR情報を適時掲載するなど、ディスクロージャーの充実に努めております。また、機関投資家や証券アナリストからの面談要請にも担当部所を定め積極的に対応しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制の整備に関する基本方針を以下のとおり制定しております。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者（以下「役職員等」という。）が遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置し、コンプライアンスへの取組を強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。
コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。
a)「行動規範」の管理と改訂の立案
b) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
c) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
d) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
e) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
f) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
g) 活動状況、決議事項および問題点の経営執行会議および取締役会への報告
法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。
内部監査の担当部所として内部監査室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。
企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
財務・法務・環境・品質・災害等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。
災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。
a)「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化
b) 取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員および監査役（社外監査役を除く）を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議
c) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
d) 経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
e) 執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化
5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。
なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。
6．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重いたします。
監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。
7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの取締役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。
a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
b) 毎月の経営状況に関する事項
c) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
d) 重大な法令違反・定款違反
e) ヘルプラインによる通報状況および内容
f) その他取締役および職員が重要と判断した事項
なお、当社の監査役への報告を行った取締役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止します。
8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。
監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。
なお、監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとします。
9．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
a) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
b) 当社の取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く）および連結子会社の取締役社長（海外を除く）は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
c) 当社子会社の取締役社長（ただし、ただし、海外子会社は上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐もしくは国際営業部長）は、関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。
d) 海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長は、海外関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について年2回報告するとともに、当面の課題について協議します。

e) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。
f) 当社グループの監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかっております。
g) 当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。

内部統制システムおよびリスク管理体制の整備状況について
1．内部統制システムの整備の状況
当社の内部統制システムとしては、役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者（以下「役職員等」という。）が遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置しており、情報の収集、遵法体制の企画・立案・推進、また、役職員等に対する教育訓練を必要に応じて実施し、すべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでおります。その一環として、社内および社外に「ヘルプライン」という役職員相談窓口を作り、役職員等からの法令遵守に関する相談や内部通報を受け付ける体制を整えました。また、「情報保護規程」ならびに「個人情報管理要領」および「法人情報管理要領」を制定し、情報を適切に保護、管理することにより、個人情報主体者の権利および人格の尊重と取引先との契約上の守秘義務の完全履行を促進しております。各役職者の権限と責任および各職能部門間の諸関係を明確にするため、「職務権限・責任規程」および「決裁手続規程」を制定、整備しておりますが、内部統制システムをさらに強化するため、取締役社長直轄の「内部監査室」を設置しており、業務品質・安全向上のための基準の作成および諸施策の企画、推進ならびにその実行状況に関する監査を実施しております。また、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る「内部統制報告制度」が適用されたことを受けて内部統制推進委員会を設置し、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価制度」を確立するため金融庁の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に基づき内部統制システムを構築・整備し、運用しております。
2．リスク管理体制の整備の状況
当社のリスク管理体制は、不慮の災害に迅速に対応し、業務処理機能の確保と被害の拡大を防ぐため、初動緊急連絡体制を整えております。また、企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため必要に応じてアドバイスを受ける体制を採っております。さらに、環境対策や安全向上策の一環として、当社グループはエコステージ、ＩＳＭＳ（現ISO/IEC27001）およびグリーン経営の認証を取得しております。また、物流関連子会社においても、安全性優良事業所認定証やグリーン経営の認証を取得しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。
2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
役職員等が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、株式会社の支配に関する基本方針を以下のとおり制定しております。

基本方針の内容
　当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。
　当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。
　しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
　そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(ア)物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(イ)物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ)健全な財務体質、(エ)専門性を有する人材の育成と確保、(オ)取引先との信頼関係、および(カ)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。
　これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。
　そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりであります。

1．法令遵守等に係る行動規範の確立と社内への徹底周知
　当社は、役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者（以下「役職員等」という。）のすべてが遵守すべき規範として、企業理念および経営の基本方針に基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置しており、情報の収集、遵法体制の企画・立案・推進、また、役職員等に対する教育訓練を必要に応じて実施し、すべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでおります。
2．職務権限と責任の明確化
　各役職者の権限と責任および各職能部門間の諸関係を明確にするため、「職務権限・責任規程」および「決裁手続規程」を制定、整備し、重要度の具体的判断基準を明示しており、重要な事項が必ず経営執行会議、取締役会に付議されることとなっております。
3．業務執行上の情報伝達経路から独立した報告経路の確立
　社内および社外に「ヘルプライン」という役職員相談窓口を作り、役職員等からの法令遵守に関する相談や内部通報を受け付ける体制を整えております。
4．内部監査機能の確立
　取締役社長直轄の「内部監査室」を設置しており、業務品質・安全向上のための基準の作成および諸施策の企画、推進ならびにその実行状況に関する監査を実施しております。
5．企業価値に重大な影響を及ぼす事象等の対応
　取締役会は、毎月1回開催しておりますが、緊急案件の場合など必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
　経営執行会議は、取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く）により構成され、原則として毎月2回開催し、経営に関する重要事項の審議を行っております。合わせて連結子会社取締役社長との連結経営会議も開催しております。
　監査役は、社外監査役3名を含む5名体制とし、取締役会等の重要会議に出席するほか、当社およびグループ各社の監査を厳格に行っております。
6．東京証券取引所での適時開示
　総合企画部、財経部、人事部、総務部および発生事実当事者は情報の確認を行い、情報の正確性、情報の公平性を検証して、取締役会の承認後、情報取扱責任者が適時適切に開示を行っております。

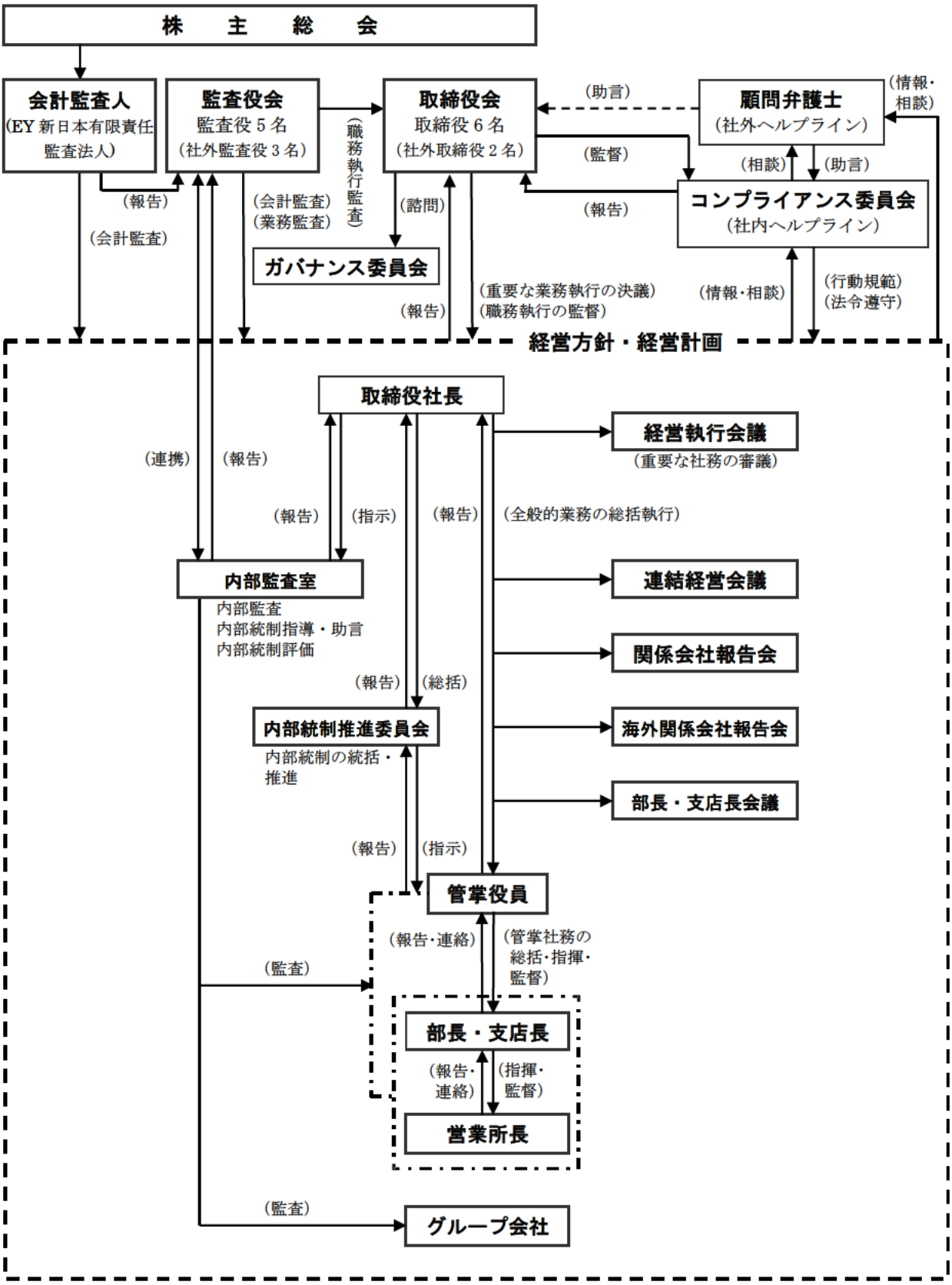
株　主　総　会
会計監査人
(EY 新日本有限責任監査法人)
監査役会
監査役５名
(社外監査役３名)
取締役会
取締役６名
(社外取締役２名)
顧問弁護士
(社外ヘルプライン)
(助言)
(情報・相談)
(監督)
(相談)
(助言)
コンプライアンス委員会
(社内ヘルプライン)
(報告)
(会計監査)
(会計監査)
(業務監査)
(職務執行監査)
(諮問)
(報告)
ガバナンス委員会
(重要な業務執行の決議)
(職務執行の監督)
(報告)
(情報・相談)
(行動規範)
(法令遵守)
経営方針・経営計画
取締役社長
経営執行会議
(重要な社務の審議)
(連携)
(報告)
(報告)
(指示)
(報告)
(全般的業務の総括執行)
内部監査室
内部監査
内部統制指導・助言
内部統制評価
連結経営会議
関係会社報告会
(報告)
(総括)
内部統制推進委員会
内部統制の統括・推進
海外関係会社報告会
部長・支店長会議
(報告)
(指示)
管掌役員
(報告・連絡)
(管掌社務の総括・指揮・監督)
(監査)
部長・支店長
(報告・連絡)
(指揮・監督)
営業所長
(監査)
グループ会社